

神戸大学附属小学校 いじめ防止基本方針

※この規定は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定めたものです。

1 「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

本校は、神戸大学の附属学校として大学の教育理念を踏まえ、国際的視野を持ち未来を切り拓くグローバルキャリア人としての基本的な資質の育成をめざした教育を推進しています。

その教育目標を達成する過程において、全ての児童が安心して学習し、実りある学校生活を送ることができる環境を整えることは学校の責務です。そのため、本校では、この「学校いじめ防止基本方針」を定めることにより、いじめを未然に防止し、いじめを認知した場合は適切かつ早急に対応できる環境の構築をめざします。

2 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その児童の心身の健全な成長及び人格の形成を阻害し、ひいてはその児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれを伴います。また、いじめが助長される環境においては、いじめを受けた児童の尊厳を保持することができず、本校のめざす教育目標の達成は不可能です。我々全教職員は、この点に留意し、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を共有することによって、設置者である神戸大学はもちろんのこと、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「学校いじめ対策組織」の位置づけ

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長直属の組織として「学校いじめ対策組織」を設置します。また「学校いじめ対策組織」での内容は全教職員が情報共有できるように、職員会議で報告します。

(2) 「学校いじめ対策組織」の構成

副校長、主幹教諭、指導教諭、健安部長、生徒指導担当、該当学年の担当教諭、養護教諭、専科教員、SC

⇔SV(スーパーバイザー) 神戸大学山根先生(報告相談)

尚、問題や状況に応じて構成メンバーを管理職が選定します。

(3) 「学校いじめ対策組織」の業務

いじめ未然防止策の作成及び早期発見事案対応の窓口、関係機関との連携、全体計画の策定、各種マニュアル整備、研修企画・運営、記録の作成・管理等

※年度初めに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト(文科省)」を用いて、いじめ防止基本方針の点検と、必要に応じて見直しを行います。

4 いじめの未然防止に対する日常の取組

(1) 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うことがいじめの未然防止の基本と捉え、本校では以下のいじめ防止プログラムを行います。

ア 創意工夫のある授業の実践

関心意欲を大切にしながら、誰もが見通しをもち、児童同士の対話を重視した学習等を実施し、児童一人一人が達成感

や充実感をもてる、創意工夫のある授業の実践に努め、同時に児童相互の価値を尊重する授業をめざします。

イ 学校行事の充実

宿泊活動、スポーツデーなどの学校行事を通じて、他者との関わり方を学び、コミュニケーション能力を育成する活動の充実を図ります。

ウ 学級経営・道徳教育の充実

学級活動や道徳の時間の中で、互いのよさを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を体系的・計画的に取り入れることによって児童の自己有用感や自尊感情を育みます。

エ 特別活動の充実

1～6年生の全児童を12の班に分け、異年齢集団での交流を図った活動(なかよし班活動)を充実させます。スポーツデーやなかよし班遠足のような学校行事だけではなく、毎日の清掃をなかよし班で行い、より異年齢集団での活動を充実させることで、多様な人々と人間関係を築く態度の形成を図ります。

オ 情報モラル教育

授業を通じて児童の情報モラル教育を推進します。授業中に情報関係機器を活用しながら、情報モラルの向上に努めます。また保護者への啓発も行います。

5 いじめの早期発見に対する取組

(1) 相談しやすい環境づくり

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から被害児童と的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢をもちます。
- ・教員一人一人がいじめに対する本校の基本的な考え方を理解し、日頃から授業等で児童の行動、心情及び家庭状況等に注意を払い、気になった内容について学年団で速やかに共有します。さらに、定期的にいじめ調査アンケートを実施します。なお、いじめ調査アンケートの児童の記述を早急に確認し、必要に応じて、追加の聞き取り調査を行います。
- ・教員のみならず、スクールカウンセラー、メンタルフレンドを活用し、日頃から授業等での児童の様子を観察し、記録を集積します。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談を実施します。必要ならば外部の専門家の助言を受け対応します。

(2) 家庭や学校評議員、学校周辺の地域との連携

- ・いじめ防止基本方針等について、入学時・各年度の開始時に保護者に伝え、学校の取組についての理解に努めます。
- ・家庭、学校評議員、学校周辺の地域の気づきと教職員の気づきが相互に共有できるよう、情報交換を行います。
- ・本取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。

(3) 関係機関との連携

- ・家庭の要因等に関わる支援を行う際、必要に応じて各地域の教育委員会、児童支援に関わる事業所と連携を図ります。
- ・特別な配慮が必要な児童について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を用いて、情報共有をしたり、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校間での情報交換を行ったりします。
- ・小学校の指導内容等については、中学校(中等教育学校)と情報交換を行い、支援が引き継がれるようにします。

(4) 本校、適応支援部との連携

- ・本校、適応支援部では、原則、週に一度、学校生活において、他の児童、または教師との人間関係や学習の面で困難な状況にある児童、特別な教育的支援・合理的配慮などの支援が必要な児童を対象に、適切な支援が行えるように教職員で対象児童の情報共有や支援を見立て、対応策について協議しています。この中で、いじめにつながる児童情報についても共有します。その後、共有した内容を適応支援部員から「学校いじめ対策組織」に報告するようにします。この取組により、「学校いじめ対策組織」でのいじめに関する取組との二重で、いじめの早期発見に努めます。

(5) 学校評価を通じた、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の点検

- ・本取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け評価することで、学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な障害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合等

イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、従来への対応に加え、理事・副学長を議長とする対策会議(大学)を開催し、事態の内容や必要性に応じて、神戸大学の専門家や、外部の関係機関と連携して詳細な調査と適切な対応策を協議するとともに、神戸大学長を通じて文部科学大臣に報告します。
- ・文部科学省からの指導により、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校から警察への相談・通報を行います。

【参考】いじめ防止対策推進法第2条第1項 (定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。